

食安輸発第0527006号

平成17年5月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

いわゆる健康食品の取扱いについて

いわゆる健康食品の輸入に際しては、平成14年8月28日付け食検発第0828001号及び輸入食品監視指導計画等により、医薬品成分を含んでいないことを事前に確認するよう輸入者に指導しているところですが、昨今、痩身効果を有するシブトラミンや強壮効果を有するシルデナフィル等の新たな医薬品成分を含むものが、いわゆる健康食品として中国などから輸入され、健康被害の原因とも疑われる事例が発生しています。

については、医薬食品局監視指導・麻薬対策課が厚生労働省のホームページに公表している健康被害情報・無承認無許可医薬品情報を、輸入者等の関係業者へ再度周知するとともに、いわゆる健康食品の輸入届出を行う際には、当該情報に留意の上、医薬品に該当するか否かを確認するよう、輸入者への指導の徹底方よろしくお願いします。